

令和 2年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 新宿北 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) サンプル株式会社〔給与項目(基本モード)〕	(フリガナ) あなたの氏名 木村 敏明	私ラトピア
	給与の支払者の法人番号 ※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。		⑩
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都新宿区西新宿2-4 新宿MSビル25F	あなたの住所 又は 居所 日野市百草999-9	

保

保険会社等 の 名称	保険等 の 種類	保険期間 又は 年金 支 期	保険等 の 契約者 の 氏 名	保険金等の受取人		新・旧 の 区 分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受け た剰余金等の控除後の金額)	給与の 支払者 の 認 認	
				氏名	あなたの 続柄				
一般 の 生 命 保 険 料						新・旧	(a)	円	
						新・旧	(a)		
						新・旧	(a)		
						新・旧	(a)		
						新・旧	(a)		
(a)のうち新保険料 等の金額の合計額		A	Aの金額を下 の計算式Ⅰ(新保 険料等 用)に 当 て は め て 計 算 し た 金 額	①	(最高40,000円)		計(①+②)	③	(最高40,000円)
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額		B	Bの金額を下 の計算式Ⅱ(旧保 険料等 用)に 当 て は め て 計 算 し た 金 額	②	(最高50,000円)		②と③のい ずれ か 大 き い 金 額	④	円
(a)の金額の合計額		C	Cの金額を下 の計算式Ⅰ(新保 険料等 用)に 当 て は め て 計 算 し た 金 額	⑤	(最高40,000円)		計(④+⑤)	⑥	(最高40,000円)
(a)のうち新保険料 等の金額の合計額		D	Dの金額を下 の計算式Ⅰ(新保 険料等 用)に 当 て は め て 計 算 し た 金 額	④	(最高40,000円)		計(④+⑤)	⑥	(最高40,000円)
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額		E	Eの金額を下 の計算式Ⅱ(旧保 険料等 用)に 当 て は め て 計 算 し た 金 額	⑤	(最高50,000円)		⑤と⑥のい ずれ か 大 き い 金 額	⑦	円
計算式Ⅰ(新保険料等用)※				計算式Ⅱ(旧保険料等用)※				生命保険料控除額 計(④+⑤+⑥+⑦) (最高120,000円)	
A, C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A, C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額			
20,001円から40,000円まで		(A, C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		(A, C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円			

保険会社等 の 名称	保険等 の 種類 (目的)	保 期 間	保 険 者 等 の 氏 名		地震保険料 又は旧長期 損害保険料 区分	あなたが本年中に支払った 保険料のうち、左欄の区分 に係る金額(控除後の金額) A	給与の 支払者 の 認 認
			あなたの 氏名	あなたの 続柄			
地震 保 険 料 控 除					地震 ・ 旧長期	円	
					地震 ・ 旧長期		
					地震 ・ 旧長期		
Aのうち地震保険料の金額の合計額						B	円
Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額						C	円
地震保険料 控除額						$\text{Bの金額 (最高50,000円)} + \left(\begin{array}{l} \text{Cの金額 (Cの金額が} \\ \text{10,000円を超える場合は、} \\ \text{C} \times 1/2 + 5,000 \text{円)} \end{array} \right) \times \text{※}$	
						(最高15,000円) 円	
						= (最高50,000円) 円	

社会 保 険 料 控 除	社会保 険の 種 類	保 険 料 支 払 先 の 名 称	保 険 料 を 負 担 す る こ と に な っ て い る 人		あなたが本年中に支 払った保険料の金額
			氏名	あなたの続柄	
					円
					円
合計(控除額)					円

小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	種 類	あなたが本年中に支 払った掛金の金額
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金		
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金		
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金		
合計(控除額)		円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。